

平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 28 年 3 月 9 日（水）

招集の場所 玉城町議会本会議場

開 議 平成 28 年 3 月 9 日（水）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 中村 長男      2 番 山口 和宏      3 番 竹内 正毅  
5 番 前川さおり      6 番 小林 豊      7 番 井上 容子  
8 番 北川 雅紀      9 番 北 守      10 番 坪井 信義  
11 番 中瀬 信之      12 番 風口 尚      13 番 奥川 直人

欠席議員 4 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一      副町長 小林 一雄      教育長 山口 典郎  
会計管理者 前田 浩三      総合戦略課長 林 裕紀      総務課長 田間 宏紀  
税務住民課長 北岡 明      生活福祉課長 中村 元紀      産業振興課長 中世古憲司  
建設課長 中西 豊      教育事務局長 中西 元      生涯教育課長 藤川 健  
上下水道課長 東 博明      病院老健事務局長 田村 優      総務課長補佐 里中 和樹  
教育委員長 上村 直義      監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和      同書記 宮本 尚美      同書記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 諮問 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号 玉城町行政不服審査会条例の制定について
- 第 10 議案第 6 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について
- 第 11 議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定について
- 第 12 議案第 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について

- 第 13 議案第 9 号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について
- 第 15 議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 第 19 議案第 15 号 町税条例の一部改正について
- 第 20 議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 21 議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 第 22 議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 23 議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 24 議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 25 議案第 21 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 26 議案第 22 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 議案第 23 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 28 議案第 24 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 29 議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 30 議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 31 議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 32 議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 33 議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 34 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 35 議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算
- 第 36 議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 37 議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 38 議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第 39 議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 40 議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第 41 議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 42 議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算
- 第 43 議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算
- 第 44 議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算

## 開議の宣告

○議長（中瀬 信之）只今の出席議員数は、12 名で定足数に達しております。

よって、平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会を開会します。

本日の定例議会に 4 番 中西友子議員から会議規則第 2 条の規定に基づき、欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

## 定例会招集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成28年第 1 回玉城町議会定例会の開会にあたり、町政運営に関する基本的な考え方及び主要な施策の概要の一端をご説明申し上げ、議員の皆さまをはじめ町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

まず、先日、総務省が公表した2015年国勢調査の速報によりますと、玉城町の人口増加数は、県内 5 位、増加率は、県内 4 位ということでございまして、中南勢地域では、唯一人口が増加する町となっております。とてもありがたく思っておりますが、今後も、この現状に甘んじることなく、更なる行政サービスの向上に努め、皆さまにご満足いただけるまちづくりを目指していかなきゃならんと考えている次第でございます。

今後の財政運営に当たりましては、一層、厳しさを増していくことが想定されますが、引き続き町民福祉の向上を図っていかなきゃならんと考えている次第です。

平成28年度は、第 5 次玉城町総合計画「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の後期基本計画の始まりの年となるわけございまして、地域経済力強化や人口減少、少子高齢化問題に特化した、玉城町まちひとしごと創生総合戦略を本格稼働させる年でもあります。この 2 つを町政運用にあたっての重要な視点とし予算編成をしたわけであります。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」では、だれもが住み続けられる玉城町であり続けるため、安心して子どもを産み育てられる地域、職場づくりを進め、次の世代の玉城町を担う子どもたちが健やかに育ち、ふるさとに誇りを持てる教育を推進しなきゃならんと考えています。

主な取り組みにつきましては、下外城田地区の児童クラブ室を増築、下外城田保育所に保育所型認定子ども園の設置、小学校での理科授業の強化を考えています。

次に、「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」では、まず、ご近所でお互いに助け合い、支え合う地域をめざすとともに、玉城町の保健福祉医療基盤を活用して自らが健康管理ができるまちづくりをめざします。

主な取り組みについては、玉城町元気づくりシステムを導入し、また、二十歳の際の歯科検診の実施、保健福祉会館に太陽光パネルと蓄電池の設置、ふれあいホールの天井

脱落対策、農村地域防災減災事業の実施を考えています。

次に、「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」としては、優良農地を守りながら、後継者の育成に努め、品質の高い農産物づくりによって、農業所得の向上をめざします。また、優良企業の立地や拡充を促すとともに、企業・商店の経営の安定化を図ります。

主な取り組みについては、産地化・ブランド化の推進、特定戦略作物実証事業の実施、6次産業の支援、特産松阪牛導入支援事業、玉城豚の高付加価値・ブランド化をはじめ、地域おこし協力隊制度の活用を考えています。

次に、「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」では、玉城町の美しい田園景観と調和した、持続可能な玉城町であり続けるため、地域の自然を守り、ひいては環境にやさしい生活様式や循環型の地域社会づくりなどにより、地球環境にも配慮したまちづくりをめざすとともに、住民生活や産業活動を支える都市基盤を維持向上させてまいります。

主な取り組みについて、今年には田丸城が築かれて680年を迎えます。これを記念し、一年を通して様々な形で、玉城町の魅力発信を図ります。また、城跡石垣工事、村山龍平記念館展示室の改修・展示室の中に映像放送機器導入、また、田丸駅前駐輪場整備の検討を進めたいと考えています。道路整備では、各集落内の道路の改修や安全施設整備を行うものであります。空き家対策では、空き家の適正管理、木造空き家住宅除却工事補助事業を進めます。

最後に、「協働のもとで進める効率的なまちづくり」押し進めなければならないと考えています。

玉城町にかかわる住民のみなさん、団体、企業、行政がそれぞれの役割を發揮しつつ、住民がそれぞれに活躍できるまちをめざして、玉城町をより住み良いまちにしようという意識・意欲をより一層高め、その意識を共有しながら、積極的な参画と協働によるまちづくりを進めてまいります。

行政においては、住民・団体・企業等の主体的な活動を支援し、まとまりのあるまちの特性を生かした質の高い、きめ細かな行政サービスを提供しつつ、時代の変化に合わせて柔軟に対応できる行政組織を構築してまいります。また、持続可能なまちの経営に向けて、財源の確保に努めつつ、必要なものに重点投資する財政運営を進めてまいります。

主な取り組みの中でも、地域での活動を応援し、地域を元気にする取り組みや、税の公平性の確保に向け、収納率の向上を図ってまいります。

以上、考え方の一端を申し述べさせていただきましたが、議員各位、ならび町民のみな様方のご理解ご協力を心からお願いいたしまして平成28年第1回玉城町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之）これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
1番 中村 長男 君                      2番 山口 和宏 君  
の2名を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（中瀬 信之）次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月18日までの10日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会議日程案のとおりですのでご了承願います。

### 諸報告

○議長（中瀬 信之）次に、日程第3 諸報告をします。

監査委員から、報告第1号、「平成27年11月分ないし平成28年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

また、別紙のとおり、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表 藤本久美子氏から「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性やその予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情書」及び、三重県保険医協会 会長渡辺(わたなべ)泰和(やすかず)氏から「国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整減額の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書」が、提出されましたが、議会運営委員会で協議の結果、その写しを配布することとしましたのでご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

### 議案の説明

○議長（中瀬 信之）次に 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は

普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

現在 人権擁護委員として、活動していただいております。橘尚明氏の任期が、平成28年6月30日をもって満了となりますが、人格、識見共に適任と考え、引き続き同氏を人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認め、質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第5 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

玉城町固定資産評価審査委員会委員として上田登美夫氏、松尾昭彦氏、松田幸一氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

なにごとともよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、委員ごとに起立によって行います。

まず、上田登美夫氏について、選任することに同意の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて上田登美夫氏の選任につき同意することに決定しました。

次に、松尾昭彦氏について、選任することに同意の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて松尾昭彦氏の選任につき同意することに決定しました。

次に、松田幸一氏について、選任することに同意の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて松田幸一氏の選任につき同意することに決定しました。

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第6 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である上村直義委員が、平成28年4月14日をもって任期満了

となるため、その後任委員として、玉城町原 942 番地、水谷和弘氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞ よろしくお願い申し上げます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認め、質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて原案のとおり同意の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（中瀬 信之） 次に 日程第 7 議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてないし、日程第 11 議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方公務員法」の改正及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に任期付採用制度の導入にあたり、本条例を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 4 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「改正行政不服審査法」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について、施行期日を定める政令により、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたことから、関係条例の整備を行う必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 5 号 玉城町行政不服審査会条例の制定について、提案理由を申し上げます。本議案は、「改正行政不服審査法」が、施行期日を定める政令により、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため町長の附属機関として行政不服審査会を設置するにあたり本条例を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 6 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「改正行政不服審査法」が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、審査請求人が審理員に対し提出された書類の写しの交付を求めることができるようになり、その手数料を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、玉城町子ども・子育て支援事業計画に基づき、就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園を設置するにあたり、本条例を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

○議長（中瀬 信之）総務課長 田間宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）まずは、議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。本議案は町長提案説明のとおり地方公務員法の改正及び地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付採用制度を平成 28 年 4 月 1 日に導入するためこの条例を制定しようとするものであります。

議案書 3 ページをお願いいたします。

第 1 条 主旨でございますが、先に申し上げました地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとしたしておるところでございます。

第2条におきまして、法第3条の規定による職員の任期を定めた採用で、第1項では任命権者は高度の専門的知識経験を有するものを一定の期間活用することが特に必要な場合。第2項では、専門的な知識経験を有するものを期間を限って業務に従事させることが公務の効率的運営を確保するために必要とする場合など条例で定めることにより職員を選考により任期を定めて採用することができる」と規定をいたしてございます。

4ページに移っていただきまして、第3条では、法第4条の規定により公務の能率的運営を確保するために業務量に応じ必要である場合の採用、第4条では法第5条の規定による短時間勤務職員の任期を定めた採用の規定。5ページに移りまして、第5条でございます。これにつきましても法第6条 任期の特例の規定、第6条で任期の更新が規定をされております。附則におきまして平成28年4月1日から施行といたすものでございます。

続きまして、議案第4号でございます。行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書7ページをお願いします。新旧対照表につきましては1ページになろうか思います。本議案は改正行政不服審査法、行政不服審査法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の行政不服審査法関連3法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、より公平公正さを増すため、審理員制度の導入や第三者機関への諮問の義務化などの措置がはかられ改正をいたすものでございます。また、利便性の向上も計られ、主に異議申し立てが審査請求に一本化され審査請求期間が60日から3ヶ月に延長され、一部法律について不服申し立て前置が見直されることとなつてございます。町におきましても、この法改正の主旨をふまえ、これらに対応するため、関係条例の改正を行おうとするものでございます。9ページをお願いしたいと思います。第1条において玉城町情報公開条例の一部改正で条ずれ、項ずれの改正、不服申し立て手続きを審査請求に改正、審理員による審査手続きに関する規定の適応除外条文を追加するものでございます。10ページに移りまして、第2条におきまして、玉城町個人情報保護条例の一部改正でございます。審理による審議手続きに関する規定の適応除外の条文を第24条の2として追加し、条ずれ、項ずれの改正、不服申し立て手続きを審査請求に改正するものでございます。以下、同様の改正で、11ページのほうから第3条におきまして、玉城町行政手続き条例の一部改正、第4条では玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。12ページに移り下段でございます。第5条で玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。また第6条では、玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正。13ページに移って、第7条 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正。第8条では、玉城町消防団員等公務災害補償条例の改正でございます。附則につきまして平成28年4月1日から施行をいたすものでございます。

続いて議案第5号でございます。行政不服審査会条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書15ページお願いします。本議案は先の条例制定同様、行政不服審査法関連3法が平成28年4月1日から施行されるに伴い、第三者機関への諮問の義務化がなされ、玉城町行政不服審査会を設置するための条例制定でございます。なお、この期間につきましては地方自治体の事務の効率化、事務負担の軽減を図ることを目的に三重県町村会において委員共同利用型にて設置をいたすところでございます。17ページをお願いします。第1条において設置の目的、第2条 組織で5人以内の委員での組織。第3条で委員の委嘱、任期3年等々でございます。第4条で会長の互選、選任、会長の責務、18ページに移しまして、第5条 専門の事項を調査させる専門員の選任、第6条で会議の運営、第7条で審査会の庶務を総務課で処理をする規定、第8条で規則委任規定、附則におきまして平成28年4月1日から施行するものとしたしております。なお、附則第3項において、委員会の委員等の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正をいたしております。同条例別表中に行政不服審査会委員の報酬を日額1万円という欄を加え改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第6号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書21ページをお願いします。先の条例同様に行政不服審査法関連3法が平成28年4月1日施行されることに伴いまして、審査請求人が審理員に対し提出された書類の写しの交付を求めることができるようになり、その手数料を定める必要があるため、条例制定をお願いするものでございます。23ページをお願いします。第1条では、先に申し上げました法関係の趣旨を明記をいたしております。第2条では手数料を徴収する事務に関し第1号で法第38条第1項の規定による審理員に対する提出書類、第2号で法第78条第1項の規定による審査会等に提出された書類。第3号で地方自治法第258条第1項による準用。第4号では公職選挙法216条第1項による準用規定。第5号では先の確号以外の準用規定でございます。第3条におきましては、手数料の額を別表とし、次ページでございますが、行政不服審査会法施行令に習いまして白黒10円、またカラーにつきましては20円といたしたところでございます。

戻っていただきまして、第4条でございますが手数料の減免規定であり、次ページ24ページの第5条で手数料の納付を現金による全納と規定をいたしております。附則におきまして平成28年4月1日から施行といたしておるところでございます。以上関係いたします4議案の条例制定の補足説明といたします。どうぞご審議賜りご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは所管いたします議案第7号 玉城町認定こども園設置条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案27ページをお願いいたします。理由のほうといたしましては、子ども・子育て支

援事業計画に基づきました認定こども園を設置しようとするものでございます。29 ページをお願いいたします。第1条につきましては設置ということで、これにつきましては認定こども園を設置するということの条文でございます。この文の2条第6項とありますのは、県の認定をいただいているということになってございます。第2条につきましては定義ということで認定こども園と定義をしてございます。第3条につきましては名称及び位置といたしまして、名称のほうを認定こども園下外城田保育所、位置につきましては玉城町山岡 1464 番地でございます。4条に事業を定めてございます。こどもに対する教育及び保育、認定こども園法に定める子育て支援、相談窓口等でございますけれども、この事業を行う。3項といたしまして、その他町長が定めるものとしてございます。入園の資格につきましては、第5条第1項で第1号に定めるとございます。これにつきましては保育に欠けない子どもということでご理解いただきたいと思っております。第2項につきましては、同様にこども・子育て支援法の第2号認定ということになります。3歳以上の保育の必要な子どもということになってございます。次ページをお願いいたします。第6条につきましては、入園の申込を町長に提出することとしてございます。第7条におきましては入園の不承諾の場合はこういう場合にはできるということで、感染症、心身虚弱のため保育にたえない等につきまして不承諾とする場合があると定めてございます。保育料につきましては、第8条におきまして、これにつきましては幼稚園と同等の金額を定めてございます。第9条につきましては納付期日、第10条につきましては保護者の義務をそれぞれ定めてございます。第9条におきましては、規則に対して委任をするというものでございます。附則といたしまして施行期日を平成 28 年 4 月 1 日と定めてございます。以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 12 議案第 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正についてないし、日程第 22 議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、菊狭間環境整備施設組合の解散により 7 名の職員を受入ることに伴い、定数を改める必要があるため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 9 号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成 28

年4月1日から施行されることに伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項の追加等を行う必要があることから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第10号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度の人事院勧告及び「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、その条文をすべて改める必要があるため、本条例の全部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第11号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付、いわゆる労災年金と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乘じる調整率が変更となったため、「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、傷病補償年金及び休業補償の率を変更する必要があるため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第12号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度の人事院勧告に伴い、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が公布施行されたので、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第13号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度の人事院勧告に伴い、「国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布施行されたので、本町においても職員の給与等について、国家公務員に準ずる措置を行いたく、本条例の一部改正をするとともに、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、項ずれが生じるため、「玉城町職員の旅費に関する条例」、「玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 15 号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方税法」の一部改正に伴い、地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがなされ、換価の猶予に係る申請期限などの一定事項について、地方団体の条例で定めるしくみとされたことから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、菊狭間環境整備施設組合解散に伴い、ゴミの収集運搬が平成 28 年 4 月 1 日から直営で行うこととなり、組合で徴収していました粗大ごみ戸別収集運搬手数料を町で定める必要があるため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、ふるさと玉城を応援しようとする方からの寄付金を財源として玉城町の豊かな自然環境及び文化を後世に継承していくとともに、持続可能な活力あるまちづくりに資するため設置したふるさと応援基金を、更なる地域振興事業の展開など寄付金の運用を財政上考慮し改めるため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険の財政の健全化を図るため、保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者の軽減範囲の拡大を図るために、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）総務課長 田間宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）それでは所管いたします4議案について補足説明をいたします。

議案第10号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について補足説明を申し上げます。議案書41ページをお願いいたします。平成27年8月6日付けの人事院勧告において勤務時間に関する関係で適切な公務運営の過去に配慮しつつ、フレックスタイム制の拡充を図ることとされ、また地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において能力及び、実績に基づく人事管理の徹底、退職管理の適正の確保等が規定され、平成28年4月1日に施行されることに伴いまして条文の全部改正をいたすものでございます。43ページをお願いいたします。第1条で目的を。第2条で一週間の勤務時間の規定を。次ページ、44ページで第3条におきまして週休日及び、勤務時間の割振りを規定をいたしており、この第3項で勤務時間の割振りの特例フレックスタイム制の対象を一部の職員からすべての職員に拡充する規定でございます。同条第4項で、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、勤務時間を割振ることができる追加規定でございます。第4条以下条文につきましては地方公務員法他、関係条例との関連により条ずれ、項ずれ、語句訂正を行おうとするものでございます。なお、附則におきまして平成28年4月1日から施行するをいたしてございます。

次に議案第12号でございます。町長、副町長及び、教育長の給料ならびに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。議案書57ページをお願いいたします。平成27年8月6日付けの人事院勧告において、民間の支給割合に見合うよう一般職員のボーナスが0.1月分引き上げられ、引き上げ分を勤勉手当に配分されたことに伴い、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の特別級において一般職員に準じて改正が行われましたので、町長、副町長及び教育長も同様の措置を講じたく、期末手当の支給月数を改正するため、この条例を制定するものでございます。それでは59ページをお願いしたいと思います。また、新旧対照表につきましては12ページでございます。第1条での一部改正は平成27年度分であり、12月の期末手当を「100分の212.5」から「100分の222.5」とし、0.1月分引き上げるものでございます。附則におきまして、第2項でこの規定は平成27年4月1日から適用するという事です。次、第2条での一部改正、これにつきましては先の0.1月分の引き上げ分を6月と12月に0.05ずつ配分し、6月分を「100分の202.5」に、12月を「100分の217.5」に改めるものでございます。なお、附則におきまして、附則第1項におきまして公布の日から施行し、この第2条の施行につきましては平成28年4月1日からといたしておるところでございます。

続きまして、議案第13号でございます。玉城町の職員に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。議案書6ページをお願いしたいと思います。新旧対

照表につきましては、13 ページになろうかと思えます。先の条例同様、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改正されたため、職員の給与表及び勤勉手当等の率を改めるもの、具体的には民間給与との格差 0.36 パーセントを埋めるため、給料表の水準を引き上げるものであり、ボーナスにつきましても、民間の支給割合に見合うよう、0.1 月分引き上げられ、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、昇給の基準とする勤務成績の期間の改正や勤勉手当の基礎とする事項の改正といった等級別基準表の条例化、人事評価制度関係の改正を行うものでございます。

63 ページをお願いします。第 1 条の一部改正におきましては、地方公務員法関係条例の改正に伴います条ずれ、条文改正などで 27 年度分で 12 月の勤勉手当を 0.1 月分引上げる改正、別表第 1 から第 4 までの行政職給料表 1、医療職給料表 1、2 及び 3 の改正で地域手当分を除く俸給といたしましては、280 円の引上げ換算でございます。附則第 2 項でこの規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用ということで遡及するものでございます。次に 80 ページをお願いしたいと思います。新旧対照表につきましては 17 ページになろうかと思えます。第 2 条の一部改正でございますが、地方公務員法の改正に伴う項ずれ、語句の訂正、第 5 表で等級別、基準職務表の行政職給料表 1、医療職給料表 1、2 及び 3 を規則から条例に規定をするもので、また 28 年度以降の勤勉手当につきまして 0.1 月分の引上げをするもので 0.05 ずつ配分し、6 月、12 月ともに「100 分の 80」に改めるものでございます。附則第 1 項におきまして、公布の日から施行し、この第 2 条の施行につきましては平成 28 年 4 月 1 日からといたしておるところでございます。

次に議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について補足説明を申し上げます。議案書のほう 101 ページになろうかと思えます。新旧対照表につきましては 31 ページでございます。先に町長の提案説明のとおり、更なる地域振興事業の展開など応援いただいた寄附金の運用を財政上考慮して、改正するもので、103 ページでございます。第 4 条の積立て条文中の第 2 条の規定により寄附された額を当該年度の一般会計、歳入歳出予算額の定める額とし、寄附金をもって当てるものとするに改正するもので、今まで寄附金すべてを積立てる必要性があったものを予算に定めるところということで、財政運営を考慮して、すべてでなくてもよいとするような内容でございます。附則におきまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行といたしておりますので、28 年度分からの寄附の運用をカウントするものでございます。以上簡単ですが補足説明といたします。よろしくご審議賜りご承認のほどお願いを申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 議案第 15 号 町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

この改正につきましては地方税法の一部が改正され、本条例の一部を改正するものです。補足資料、改正議案 91 ページ新旧対照表 25 ページをご覧ください。

まず、第 8 条の改正ですが、徴収の猶予にかかる町の徴収金の分割納付または分割納入の方法の規程の整備を行うもので、第 1 項では徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長をする場合において金額を納付、納入する時の方法を規定するものでございます。第 2 項から第 5 項では徴収の猶予または徴収の猶予の延長をする場合において猶予する金額を分割して納付納入するときの分割納付計画の策定や変更及び通知について規定するものでございます。次に改正議案 92 ページ、新旧対照表 26 ページでございます。第 9 条の改正ですが、徴収の猶予の申請手続き等の規定の整備を行うもので、第 1 項から第 2 項では、徴収の猶予、災害事業の旧廃止等の事実により納付、納入できない場合の申請書の記載事項および申請書の添付書類を規定するものでございます。第 3 項から第 4 項では徴収の猶予、法定納期限から 1 年を経過した日以後に納付納入すべき金額が確定した場合において、一時に納付納入できないときの申請書の記載事項及び申請書の添付書類を規定するものでございます。第 5 項から第 6 項では徴収の猶予の期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項及び申請書の添付書類を規定するものでございます。第 7 項では徴収の猶予または徴収の猶予の延長を申請する場合において申請書または申請書添付書類について不備があった時に補正を行わなければならない期限を規定するものでございます。次に改正議案 93 ページ、新旧対照表では、27 ページでございます。第 10 条の改正ですが、徴収猶予の取消の規定の整備を行うもので、徴収の猶予を取り消すことができる場合として、法に定める地方団体の徴収金に加えて新たに滞納した地方団体の債権を規定するものです。次に第 11 条の改正ですが、職権による換価の猶予の手続き等の一定の整備を行うものです。第 1 項から第 3 項では職権による単価の換価の猶予、または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において猶予する金額を分割して納付、納入する方法、猶予をする場合の分割納付、納入計画の策定や変更及び通知、滞納者に対して提出を求めることができる書類を規定するものでございます。第 4 項では、職権による換価の猶予を取り消すことができる場合として法に定める地方団体の徴収金に加えて、新たに滞納した地方団体の債権を規定するものです。

次に改正議案 94 ページ、新旧対照表につきましては 28 ページでございます。第 12 条の改正ですが、申請による換価の猶予の申請手続き等の規定の整備を行うものです。第 1 項では申請による換価の猶予の申請期限を規定するもの、第 2 項では申請による換価の猶予を適用しないことができる場合として、法に定める地方団体の徴収金に加えて滞納した地方団体の債権を規定するものです。第 3 項から第 4 項では申請による換価の猶予または申請による換価の猶予の期間の延長をする場合に猶予する金額を分割して、納付納入する方法及び猶予する金額の分割納付、納入計画の確定や変更及び通知について規定するもの、第 5 項では申請による換価の猶予の申請書の起債事項を規定するものです。6 項では申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予の期間延長を申請する

場合の申請書の添付書類を規定するものでございます。第7項では、申請による換価の猶予の延長を申請する場合に申請者の記載事項を規定するものでございます。第8項では申請による換価の猶予または申請による換価の猶予の期間の延長の申請をする場合において、申請書または申請書添付類について不備があったときに補正を行なわなければならない期限を規定するものでございます。第9項では申請による換価の猶予を取消することができる場合として法に定める地方団体の徴収金に加えて新たに滞納した地方団体債権を規定するものです。次に13条の改正ですが、担保を徴する必要がない場合の規定の整備を行うものです。徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合を規定するものです。次に改正議案95ページ、新旧対照表29ページになります。第18条 公示送達、第23条 第3項 町民税の納税義務者等、第51条第2項第1号 町民税の減免、第139条の3第2項第1号 特別土地保有税の減免については条文の字句の整備でございます。以上で補足説明を終わります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） それでは所管いたします2議案につきまして補足説明を申し上げます。議案の99ページをお願いいたします。条例第14条でございます。玉城町手数料徴収条例の改正でございます。新旧対照表につきましては31ページになります。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。今回の手数料徴収条例の改正につきましては、2条におきまして、種類及び金額のところ、32項まで定めてございますので32号を33号とし、32号に粗大ごみの戸別収集運搬手数料といたしまして、1点につき3000円以内ということで定めようとするものでございます。概ね一人で運べるものにつきましては500円、二人のものは1000円ということで別に定めるものでございます。

続きまして、議案第18号 国民健康保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。議案の27ページ、新旧対象表の33ページの方でご説明させていただきます。新旧対象表をご覧いただきたいと思います。今回の改正におきまして、15条の6におきまして、基礎賦課限度額を52万円から54万円に上げようとするものでございます。また、15条の6の12におきまして後期高齢者支援金の賦課限度額につきまして、17万円から19万円に上げようとするものでございます。あと保険料の減額といたしまして19条におきまして、26万円から26万5千円に控除額の額を上げようとするものでございます。次ページをお願いいたします。第3号におきまして47万、48万円ということで、こちらにつきましても控除額の限度額の部分を上げようとするものでございます。この控除額の限度につきましては、2割軽減と5割軽減の拡大をしようとするものでございます。議案に戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例の施行期日を平成28年4月1日からとしてございます。経過措置といたしまして従前のものにつきましては従前の令によって定めてございます。以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申

上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 23 議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、少子化の要因の一つに晩婚化・非婚化が挙げられていることから、「結びつきやネットワークの強化」の分野に「出会い・結婚への支援」の取組を追加するため、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、「地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

提案理由の説明は終わりました。

提案説明の途中ですが、ここで 10 分間の休憩をします。

(10 時 04 分 休憩)

(10 時 15 分 再開)

○議長（中瀬 信之）再開します。生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）申し訳ございません。先ほど、上程いたしました議案第 7 号 玉城町認定こども園条例の制定でございます。

議案書の 30 ページでございまして、30 ページの一番最下段でございまして。本来、第 11 条とするところを第 9 条と誤って記載してございまして。この部分につきまして後日差し替えをさせていただきますのでお詫び申し上げます。

○議長（中瀬 信之）次に 日程第 24 議案第 20 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 6 号）ないし、日程第 34 議案第 30 号 平成 27 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を一括議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）次に、議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 7978 万 7000 円を減額し、予算総額を 58 億 2891 万 3000 円とするものであります。

その概要を申し上げますと、歳入につきましては、法人町民税・固定資産税を減額計上し、ふるさと応援寄付金では増額計上をしております。

歳出につきましては、総務費で、活性化対策事業基金・ふるさと応援基金への積立金を増額計上し、情報セキュリティ強化対策事業費を新規計上しております。商工費では、

ふるさと寄付金報償費を増額計上しております。諸支出金では、介護老人保健施設事業会計、収益的収入への繰出金を増額計上しております。

その他、決算見込みから精査等を行ったことによります補正をしております。

次に、繰越明許費の補正でございます。国の補正予算に対応するために、総務費で情報セキュリティ強化対策事業を、他3事業の繰越明許をお願いしたいと存じます。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第21号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ1220万5000円を減額し、予算総額を18億8465万7000円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

議案第22号 平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5万5000円を減額し、予算総額を3004万1000円とするものであります。

その内容につきましては、歳入では一般会計繰入金で14万1000円の減額し、県補助金を8万6000円を新規に計上しております。また、歳出では、職員の時間外を減額しております。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第23号 平成27年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ316万2000円を減額し、予算総額を6119万7000円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第24号 平成27年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、年度末を控え決算見込みにより、歳入で分担金の減額、繰入金の減額、繰越金の増額で差引き180万7000円を減額し、歳出では、農業集落排水事業費等各科目を精査して同額の180万7000円を減額し、予算総額を6848万1000円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 1023 万 5000 円を減額し、予算総額を 13 億 2995 万円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、広域連合の納付金の精算による減額が主なもので、歳入歳出それぞれ 275 万円を増額し、予算総額を 2 億 5794 万 9000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で 1774 万 7000 円増額して、6 億 4762 万 4000 円とし、支出で 5025 万 7000 円減額して、6 億 6682 万円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、給水量の増による業務の予定量の補正と年度末の精査により予算の調整を行うもので、収益的収支の収入において営業収益で 403 万 4000 円の増額、営業外収益で 165 万 1000 円の増額で、合わせて 568 万 5000 円を増額して事業収益予算総額を 3 億 1870 万 1000 円とし、支出では営業費用で 819 万 5000 円を減額、営業外費用を 500 万円増額し、差引き 319 万 5000 円を減額して、事業費用予算総額を 2 億 8060 万 8000 円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で分担金と繰入金で 209 万 4000 円の減額をし、収入予算総額を 4573 万円とし、支出においては建設改良費及び固定資産購入費で 607 万 2000 円を減額し、支出予算総額を 2 億 4367 万 3000 円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で2059万2000円の増額し、支出では227万2000円を減額して、収入支出ともに3億8462万5000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第30号 平成27年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、排水量の増加に伴う業務予定量の補正と年度末の精査により、収益的収支の収入において営業収益と営業外収益で1685万7000円を増額し、事業収益予算総額を4億927万9000円とし、支出では営業費用と営業外費用で810万7000円を減額し、事業費用予算総額を5億2037万1000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で企業債と補助金の減額と負担金の増額で、差引き3517万2000円を減額し、支出では建設改良費で同額の3517万2千円を減額し、資本的収支の予算総額をそれぞれ7億4686万2千円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中瀬 信之) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) 議案第20号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第6号)について補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村 元紀) 担当いたします3議案につきまして補足説明をさせていただきます。議案第21号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第25号 平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第26号 平成27年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）産業振興課が所管いたします議案第23号 平成27年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）所管いたします3議案につきまして補足説明をさせていただきます。まず、議案第24号 平成27年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第28号 平成27年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第30号 平成27年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）所管いたします2議案の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第27号 平成27年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第29号 平成27年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（11時11分 休憩）

（11時22分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。上下水道課長 東博明君

○上下水道課長（東 博明）先ほど、私が申し上げました補足説明の中で間違いがございましたので訂正をいただきたいと思います。

議案第28号 平成27年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の4ページ、目5の原価償却費 338万9000円の減と言ってしまったけれど、正しくは338万9000円の

増額ということで訂正を申し上げる。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明を続けます。

次に、日程第 35 議案第 31 号 平成 28 年度 玉城町一般会計予算ないし、日程第 45 議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 31 号 施政方針に基づきますところの平成 28 年度当初予算案について提案説明を申し上げます。

まず、一般会計予算でございますが、国におきましては、『一億総活躍社会』の実現及び『経済・財政再生計画』の初年度における歳出改革の推進等を図ることとされております。

本町におきましても、こうした国の動向を踏まえ、平成 28 年度当初予算を策定いたしました。

一般会計予算の総額は、56 億 8900 万円で、前年度当初予算比で 2 億 5900 万円、4.8% の増加となっております。前年度よりも増加となりました主な要因といたしましては、普通建設事業費で約 6000 万円の増、年金生活者等支援臨時福祉給付金で 4000 万円の増、障害者自立支援給付費などの扶助費及び、国民健康保険特別会計・病院事業会計等への繰入金が増加したことなどによるものでございます。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

町税では、前年度当初予算と比較して 3682 万 7000 円の減額、率にして 1.8% 減の 19 億 9523 万 9000 円を計上しています。減額の主な要因は法人町民税の税率変更・固定資産評価替によるものです。

地方消費税交付金では、前年度当初予算と比較して 5600 万円の増額、率にして 26.7% 増の 2 億 6600 万円を計上しています。

地方交付税では、前年度当初予算と比較して 1 億 5000 万円の増額、率にして 13.8% 増の 12 億 4000 万円を計上しています。これは、過去の実績と国の平成 28 年度地方財政計画を踏まえ見込んだものです。

ふるさと応援寄付金では、前年度同様の 5000 万円を計上しています。

繰入金では、主に財源調整による財政調整基金、ふるさと応援基金、活性化対策事業基金からの繰入を計上しています。

繰越金では、前年度同様の 3000 万円を計上しています。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

総務費で、前年度当初予算と比較して 6719 万 3000 円の減額、率にして 10.3% 減の 5 億 8741 万 6000 円を計上いたしました。減額の主な要因は、太陽光発電設備設置工事請負費、蓄電池設置工事請負費や社会保障・税番号制度導入システム改修委託料の減によるものです。

民生費で、前年度当初予算と比較して2億1861万9000円の増額、率にして11.8%増の20億7220万4000円を計上いたしました。増額の主な要因は、年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害者自立支援給付費などの扶助費、保健福社会館への太陽光発電設備設置工事請負費、蓄電池設置工事請負費やふれあいホールの吊り天井脱落対策工事請負費、児童クラブ室施設建設工事請負費の増によるものです。

衛生費で、前年度当初予算と比較して321万1000円の減額、率にして0.9%減の3億6616万1000円を計上いたしました。ここでは、項で清掃費を新設しています。

農林水産費で、前年度当初予算と比較して8134万4000円の増額、率にして27.0%増の3億8230万4000円を計上いたしました。増額の主な要因は、農業振興経費で新規事業取組、県営関連事業負担金・基盤整備事業の増によるものです。

商工費で、前年度当初予算と比較して3814万5000円の増額、率にして34.9%増の1億4753万5000円を計上いたしました。増額の主な要因は、山村振興事業特別会計への繰出金の増によるものです。

土木費で、前年度当初予算と比較して3098万6000円の増額、率にして9.4%増の3億6074万5000円を計上いたしました。増額の主な要因は、防災安全交付金事業における道路改良等工事請負費の増によるものです。

消防費で、前年度当初予算と比較して4497万2000円の減額、率にして14.7%減の2億6137万3000円を計上いたしました。減額の主な要因は、伊勢市消防本部への委託金の減によるものです。

教育費で、前年度当初予算と比較して4616万2000円の減額、率にして10.2%減の4億568万9000円を計上いたしました。減額の主な要因は、小学校・中学校講堂吊り天井脱落対策工事請負費の減によるものです。

公債費で、前年度当初予算と比較して2243万4000円の減額、率にして5.0%減の4億2643万円を計上いたしました。

諸支出金で、前年度当初予算と比較して8061万4000円の増額、率にして17.0%増の5億5617万5000円を計上いたしました。増額の主な要因は、介護老人保健施設事業会計への繰出金の増によるものです。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第32号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成28年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を18億7284万5000円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、2.4%の増となっています。

保険給付費については、前年度当初予算と比較し3.0%増の10億8061万1000円と見込んでいます。

平成28年度も、特定検診、ガン検診の受診率の向上に努めるとともに、特定保健指

導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 28 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 79 万 8000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、38.1%の減となっています。

その主な要因といたしましては、歳出において公債費で 43 万 7000 円の減額、歳入におきましては歳出の減額に伴い諸収入を減額しております。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 28 年度の予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を 1 億 242 万 5000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、89.1%の増となっております。

その主な要因といたしましては、ふれあいの館の改修整備を計画しております。今後とも集客交流振興施設、地域福祉施設としてご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業は、計画の 3 地区すべてが供用開始しており、平成 22 年度より維持管理が主体の事業となっております。

平成 28 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 7245 万 7000 円とし、歳入では主に使用料、繰入金を見込み、歳出では、処理場の維持管理経費、償還金等を計上いたしました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 28 年度の予算につきましては、介護保険事業計画に基づき歳入歳出予算総額を対前年度当初予算比 6.0%増の 13 億 9509 万 9000 円を計上いたしました。

第 6 期介護保険計画に基づき、「地域で生活を支援する体制の充実」を基本目標に地域の介護力づくりに積極的に取り組むとともに、給付費の適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 28 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 2 億 6549 万 8000 円としています。

被保険者の増加、並びに保険料の見直しにより、前年度当初予算と比較いたしまして、7.9%の増となっています。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

全国的に人口減少地域の増加、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれ、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕著化しており、財政基盤も決して強くない地域にあって自治体病院を運営することは非常に厳しい状況となっています。

そのような状況の中、玉城病院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開して、特に高齢化社会に対応した地域包括医療・ケアを実践しているところであります。

病院長の下、スタッフ一同一体となり、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めています。

平成 28 年度予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1 日 100.0 人、年間延べ 2 万 4300 人を予定し、また、入院患者数につきましては、療養病床で、年間延べ 1 万 7520 人、病床利用率 96%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費としています。

平成 28 年度の予算における収益的収支は、事業収益 6 億 1303 万 6000 円、事業費用 7 億 1143 万 8000 円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入では企業債等で 4 千 164 万 5000 円を見込み、支出では企業債元金償還金を主なものとして 5 千 281 万 9000 円を計上し、不足する額 1117 万 4000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

水道は日常生活や社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。近年は生活様式の変化などにより水道に対する需用も変化してきております。

こうした状況の中、配水管移設工事を行うと共に、施設の適正な維持管理に努め、より安心より安全な飲料水の提供に努めて参りたいと存じます。

平成 28 年度の予算における収益的収支は、収入で 3 億 2236 万 6000 円、支出で 2 億 8925 万 6000 円を予定し、収入のうち営業収益の給水収益で、年間給水量を 200 万 5000 立方メートルと見込んで、2 億 9433 万 4000 円を計上しております。また、営業外収益では長期前受金戻入、受取利息及び配当金など 2226 万 6000 円を計上いたしました。

支出におきましては、営業費用で 2 億 6123 万 3000 円と、営業外費用で 1742 万 3000 円、特別損失 60 万円及び予備費として 1000 万円を計上しており、収支差額 3311 万円の経常利益を見込んでおります。

次に、資本的収支につきまして、収入で分担金、繰入金を合わせ 597 万 3000 円を見込み、支出では、配水管移設工事費等を含めた建設改良費と固定資産購入費及び償還金を合わせて 1 億 5153 万 8000 円を計上いたしました。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 4556 万 5000 円につきましては、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました「地域包括医療ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組みを行い、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、平成 28 年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間 1 万 8615 人、通所リハビリ利用者を年間 5757 人、訪問看護利用者を年間 3645 人、訪問介護利用者を年間 5832 人、居宅介護支援利用者を年間 1740 人見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

平成 28 年度の予算における収益的収支でございますが、事業収益、事業費用とも 3 億 7402 万 4000 円を計上いたしました。

資本的収支の収入につきましては 6216 万 3000 円、支出では今回用地取得費 5000 万円を含む 7071 万 8000 円を計上し、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 855 万 5000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。年々、供用開始の区域が拡大され、平成 27 年度末の当町の下水道普及率は 80 パーセントを上回る見込みであります。本年度はさらに整備を進め、主に公園通りの接続工事及び玉城苑の管渠更新工事に着工したいと計画しております。

平成 28 年度の予算における収益的収支は、収入で 3 億 8218 万 6000 円、支出で 5 億 1934 万円を予定し、収入のうち営業収益の下水道使用料で、年間総排水量を 103 万 2000 立方メートルと見込んで、9960 万円を計上しております。また、営業外収益で長期前受金戻入と補助金、消費税還付金など 2 億 8223 万 5000 円を計上いたしました。

支出におきましては、営業費用で管渠費、処理場費、総係費、流域下水道費、減価償却費など 4 億 1756 万 8000 円と、営業外費用で 1 億 127 万円、特別損失で 50 万 2000 円を計上しております。

資本的収支につきましては、収入で企業債、補助金及び負担金等を合わせ 4 億 7015 万 3000 円を見込み、支出では委託料、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費と償還金を合わせて収入と同額の 4 億 7015 万 3000 円を計上いたしました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたします。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計当初予算について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（11 時 52 分 休憩）

（13 時 00 分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）歳出の説明に入る前に午前中の補足説明の中、総務費県委託金で前年度と比較して 779 万円減のところを増と言っておりますので訂正してお詫びをします。

○議長（中瀬 信之）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）所管いたします 3 議案について補足説明をさせていただきます。まず、議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長(中世古憲司) 産業振興課が所管いたします議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

(13 時 50 分 休憩)

(14 時 00 分 再開)

○議長(中瀬 信之) 上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長(東 博明) 所管いたします 3 議案につきまして補足説明をさせていただきます。まず、議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長(田村 優) 所管いたします 2 議案の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。  
明日、10日は、午前9時から本会議を開き、  
町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。  
本日は、これで散会します。  
ご苦労さまでした。

(14時36分 散会)